



特約書

店番	取引先番号	取引番号

株式会社三菱UFJ銀行 御中

令和4年3月22日

住所 [Redacted] 印

債務者 [Redacted] 印

住所 [Redacted]

連帯保証人 [Redacted] 印

住所 [Redacted]

連帯保証人 [Redacted] 印

令和4年3月22日付金銭消費貸借契約証書(以下、「原契約」という)に基づく株式会社三菱UFJ銀行(以下、「銀行」という)からの借入金(以下、「本借入金」という)について、下記のとおり特約いたします。本特約書は原契約の内容を補充するものであり、原契約と本特約書の間で抵触する規定がある場合には、原契約の規定より本特約書の規定が優先するものとします。

記

1. 適用利率

本借入金の適用利率は、最終返済期限まで変更しないものとします。

2. 期限前返済

本借入金について、約定外の内入または期限前返済ができないことを承諾します。ただし、やむを得ない事情により銀行の承諾を得て約定外の内入または期限前返済を行なう場合は、期限前返済日までの利息のほか、次項に定める清算金(違約金)を銀行の請求があり次第、直ちに支払うものとします。



3. 清算金(違約金)

清算金(違約金)の金額は次の算式にしたがって計算されるものとします。ただし、算式に基づく金額がマイナスとなる場合は、清算金(違約金)は発生しないものとします。

$$\text{期限前返済額} \times \left(\text{本借入金の市場利率}^{\text{※1}} - \text{期限前返済時における市場利率}^{\text{※2}} \right) \times \text{期限前返済時の残存期間(日数)}^{\text{※3}} / 365 \text{日}$$

※1 銀行が市場から調達する利率

※2 残存期間において銀行が市場で再運用可能な利率

※3 期限前返済日から次回利率見直し日(利率見直しが無い場合は最終返済期限)までの期間

4. 期限の利益喪失

債務者が期限の利益を喪失した場合にも、銀行からの請求があり次第、前項によって計算される清算金(違約金)を銀行に支払うものとします。

以上

<資料1>